

2. エネルギーに係る社会動向

2.1 国の取り組み状況

(1) 第5次エネルギー基本計画（2018年7月 経済産業省）

2011年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、2014年4月に政府は、2030年を念頭に第4次エネルギー基本計画を策定し、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大を打ち出しました。

前計画から4年が経ったため2030年の計画の見直しに加え、パリ協定⁴の発効を受け2050年を見据えた対応、より長期には化石資源枯渇に備えた超長期の対応、変化するエネルギー情勢への対応などを踏まえ、2018年7月に第5次エネルギー基本計画が策定されました。

基本計画では、2030年に向けた基本的な方針として、以下の4点を掲げています。

1. エネルギー政策の基本的視点（3E+S）の確認

安全性を前提にエネルギー安定供給を第一とし、経済効率性を向上しつつ環境適合を図る。3E+Sの原則の下、2030年エネルギーミックスの確実な実現を目指す

2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向

AI・IoTの利用等

3. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向

各エネルギー源の位置づけ、2030年ミックスの実現に向けた政策の方向性、再エネの主力電源化への布石等

4. 二次エネルギー構造の在り方

水素基本戦略等に基づき、戦略的に制度やインフラの整備を進める等

※安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るため、最大限の取組を行うこと。

また、2050年に向けたシナリオの設計として、以下に挙げる3つの方向性が示されています。

1. 「より高度な3E+S」～複雑で不確実な状況下での評価軸～

- ・ Safety：安全最優先＋技術・ガバナンス改革による安全の革新
- ・ Energy Security：資源自給率向上＋技術自給率向上・多様化確保
- ・ Environment：環境適合＋脱炭素化への挑戦
- ・ Economic Efficiency：国民負担抑制＋産業競争力強化

2. 科学的レビューメカニズム

最新の技術動向と情勢を定期的に把握し、各選択肢の開発目標や相対的な重点度合いを柔軟に修正・決定

3. 脱炭素化エネルギーシステム間のコスト・リスク検証とダイナミズム

「電源別のコスト検証」から「脱炭素化エネルギーシステム間でのコスト・リスク検証」に転換

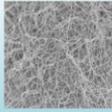
- －電源別では、実際に要する他のコスト（需給調整、系統増強等のコスト）も含めたコスト比較は困難
- －熱・輸送システムも含めてエネルギーシステム間の技術やコストをトータルに検証、ダイナミックなエネルギー転換へ

(2) 第五次環境基本計画（2018年4月 環境省）

我が国において環境保全政策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、SDGs及びパリ協定採択後に初めて策定されたものであることから、それらの考え方も踏まえながら分野横断的な6つの「重点戦略」が設定されています。

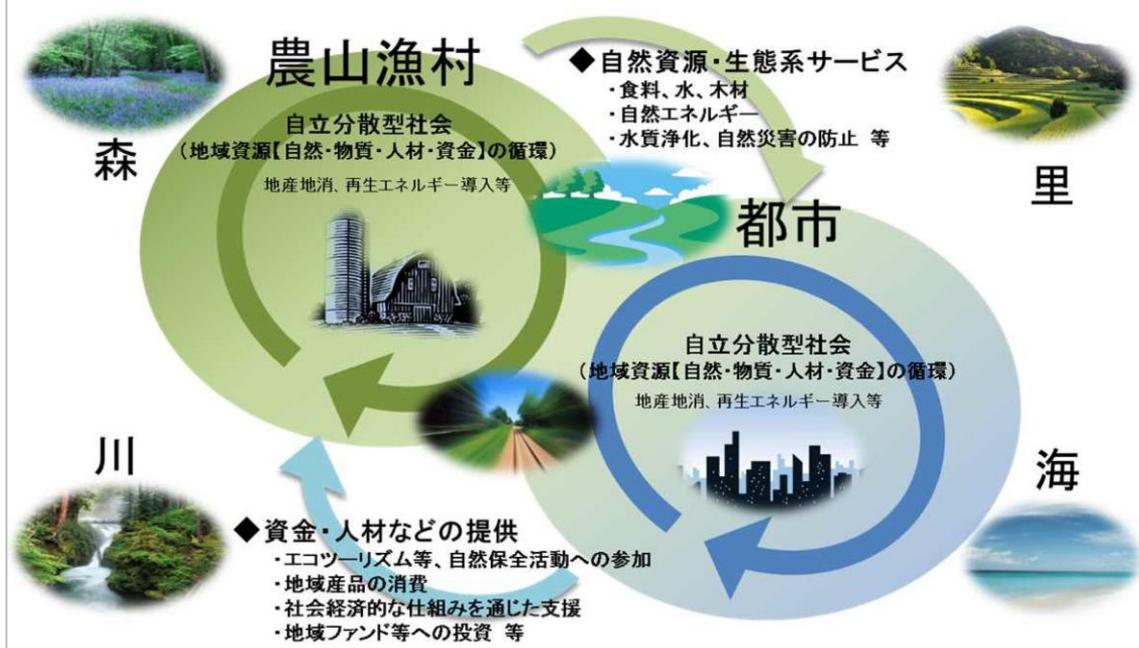
また、新たに「地域循環共生圏」の考え方が示されており、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととされています。

6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サーバイズング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成製品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 

地域循環共生圏

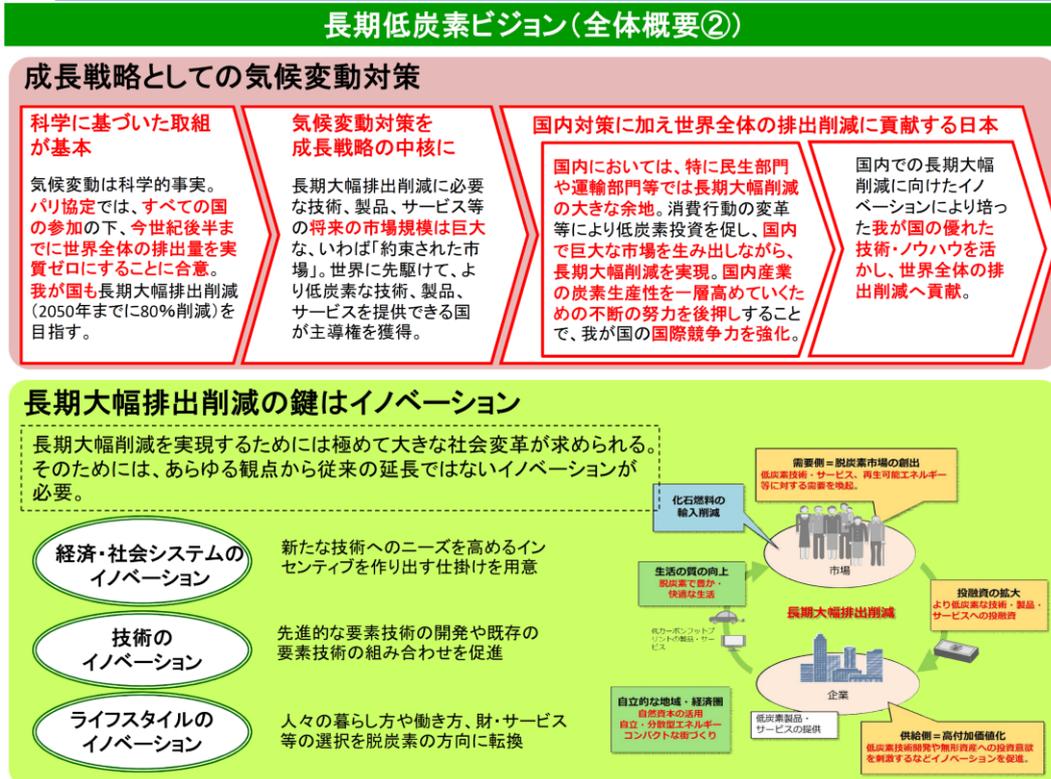
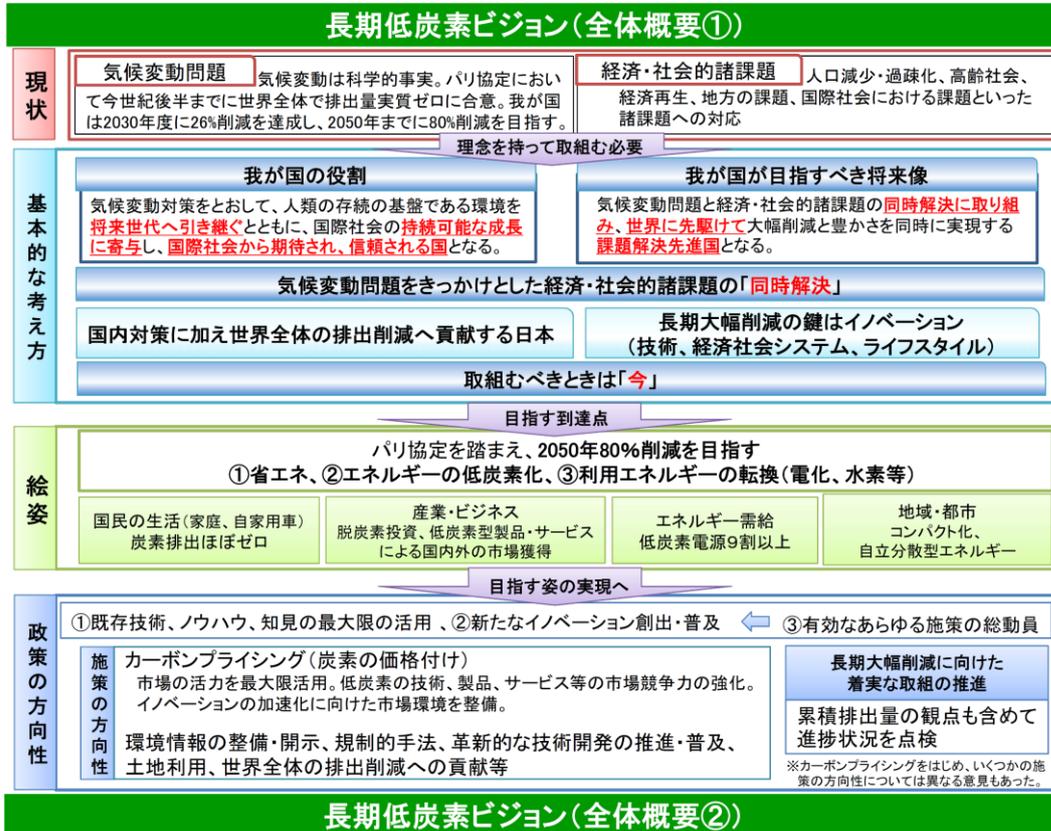
- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



資料：「第五次環境基本計画の概要」より

(3) 長期低炭素ビジョン (2017年3月 環境省)

2016年4月22日に署名し、同年12月8日にその効力が発生したパリ協定に基づく、“今世紀半ばの長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略”に位置付けられるもので、2050年及びさらにその先を見据えた、低炭素社会実現のための方針・戦略として示されたビジョンであり、全体の概要は以下のとおりです。



資料：「長期低炭素ビジョン 概要」より

(4) 地球温暖化対策計画（2016年5月 環境省）

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や、2015年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえて、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。中期目標として「2030年度において、2013年度比26.0%減」、長期的目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」と掲げられており、その対策・施策として、主に下記に挙げるものが示されています。

① 産業部門（製造事業者等）の取組

・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）

施設園芸の温室効果ガス排出削減対策として、施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー利用技術（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等）の開発やその普及を促進する。また、農業機械の省CO₂化、LED集魚灯や省エネルギー型船外機等の導入を通じた効率改善など漁船における省エネルギー化等を促進する。

② 運輸部門の取組

・バイオ燃料の供給体制整備促進

バイオ燃料については、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性が確保されることを前提として、バイオ燃料の導入や供給インフラに係る支援等により、引き続き、導入体制の整備を行う。

③ エネルギー転換部門の取組

・バイオマス発電

バイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となり得る。地域活性化にも資するエネルギー源である一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、規模のメリットの追求、既存火力発電所における混焼など、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して長期安定的な導入の拡大を図る。

個別には、未利用材等の安定的・効率的な供給支援、廃棄物系バイオマスのメタン発酵や焼却時の廃熱利用によるエネルギー回収の取組等を進める。

・再生可能エネルギー熱等

地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、廃棄物処理に伴う廃熱の利用を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要である。再生可能エネルギー熱供給設備の導入支援を図るとともに、様々な熱エネルギーを地域において有効活用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。

④ 分野横断的な施策

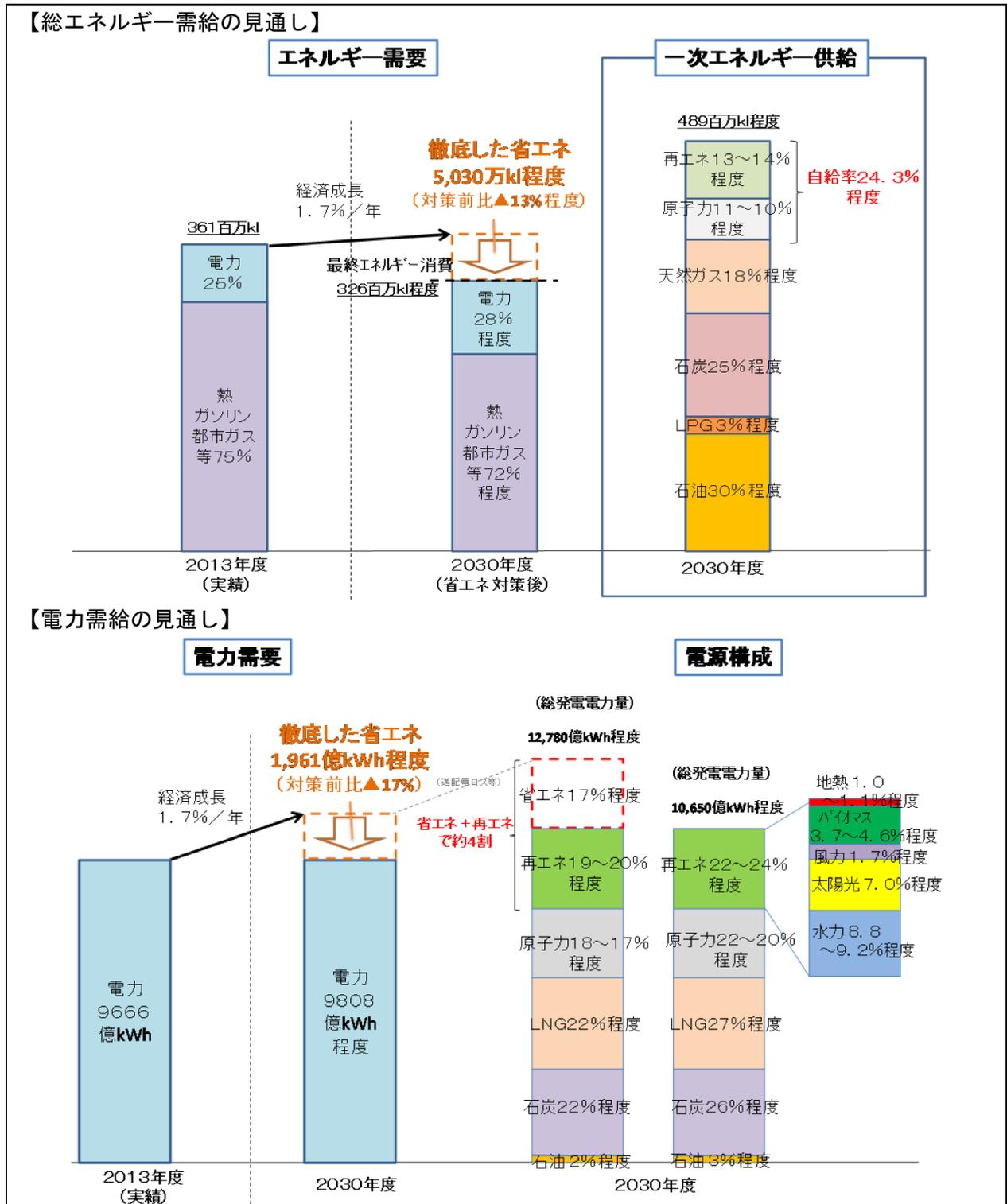
・地球温暖化対策技術開発と社会実装

地球温暖化対策技術の開発・実証は、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大きな温室効果ガスの削減を実現する取組であることから、環境エネルギー技術革新計画2013年9月13日総合科学技術会議）等を踏まえつつ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマスエネルギー、海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用や省エネルギー等の低コスト化、高効率化、長寿命化等を実現するための技術開発・実証を、早い段階から推進するとともに、そうした技術の社会実装を進める。

(5) 長期エネルギー需給見通し (2015年7月 経済産業省)

第4次エネルギー基本計画に示された基本的な方針に沿って、施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しとして、2030年度のエネルギー需給構造について示したものです。

総エネルギー及び電力需給の見通しは下図の通り示されており、2030年度には総発電量のうちの22~24%を再生可能エネルギーによるもの、22~20%を原子力発電によるもので賄うとされています。



資料：「長期エネルギー需給見通し」より

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2016年12月 SDGs推進本部）

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するために、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が組織され、施策を総合的かつ効果的に推進するために打ち出された指針になります。「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとし、その達成に向けた取組の柱として、以下の8項目について優先課題と具体的施策を示しています。

【8つの優先課題と具体的施策】	
<p style="text-align: center;">①あらゆる人々の活躍の推進</p> <p>■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実</p>	<p style="text-align: center;">②健康・長寿の達成</p> <p>■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応</p>
<p style="text-align: center;">③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <p>■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市</p>	<p style="text-align: center;">④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <p>■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進</p>
<p style="text-align: center;">⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <p>■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築</p>	<p style="text-align: center;">⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <p>■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源</p>
<p style="text-align: center;">⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <p>■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進</p>	<p style="text-align: center;">⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <p>■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援</p>

資料：「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要」より

(7) 再生可能エネルギー固定価格買取制度

1) 制度の概要

太陽光・風力・バイオマス・中小規模水力・地熱によって発電された電気を、一定期間、一定価格で買い取ることを国が約束する制度であり、2012年7月より始まりました。買い取りに要した費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気を利用する全員から使用量に応じて均等に徴収する仕組みとなっています。

買取価格は毎年見直しが行われており、2019年度以降は次表のとおりとなっています。再生可能エネルギーの種類により、買取価格も買取期間も異なっています。

区分	調達区分			調達価格 (円/kWh)			調達期間	
				2019年度	2020年度	2021年度		
太陽光発電	10kW未満	出力制御 対応機器	設置義務なし	24	—	—	10年間	
			設置義務あり	26	—	—		
	10kW以上500kW未満			14	—	—	20年間	
500kW以上(入札制度適用区分)			入札制度	—	—			
風力発電	陸上風力	リブレース	16		—	20年間		
			36		—			
	洋上風力	着床式	36	—	—			
浮体式		36		—				
地熱発電	15,000kW未満			40			15年間	
	リブレース	全設備更新型		30				
		地下設備流用型		19				
	15,000kW以上			26				
	リブレース	全設備更新型		20				
地下設備流用型		12						
中小水力発電	新設型	200kW未満		34			20年間	
		200kW以上~1,000kW未満		29				
		1,000kW以上~5,000kW未満		27				
		5,000kW以上~30,000kW未満		20				
	既設導水路 活用型	200kW未満		25				
		200kW以上~1,000kW未満		21				
		1,000kW以上~5,000kW未満		15				
		5,000kW以上~30,000kW未満		12				
バイオマス発電	メタン発酵ガス (バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		39		20年間	
	間伐材等由来の 木質バイオマス	間伐材、主伐材	2,000kW未満		40			
			2,000kW以上		32			
	一般木質バイオマス・農作物の 収穫に伴って生じるバイオマス 固体燃料	製材端材、輸入材、剪定枝、パーム椰子殻、パームトランク	10,000kW未満		24	—		—
			10,000kW以上		入札制度	—		—
	農産物の収穫に伴って生じる バイオマス液体燃料		パーム油		入札制度	—		—
	リサイクル木材燃焼発電		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材		13			
一般廃棄物・その他の バイオマス		剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液		17				

資料：資源エネルギー庁「固定価格買取制度 2019年度以降の価格表」より（注釈は省略しています）

2) 出力制御対応機器の設置義務について

北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の供給区域において太陽光発電及び風力発電設備を設置し、系統に接続（売電）しようとするときには、出力制御対応機器の設置が義務付けられています。

電力供給においては、発電量と需要量のバランスを保つ必要がありますが、太陽光発電と風力発電は天候に依存し、発電量を自由に制御することができません。その結果、発電量の方が大きくなってしまう時には、火力発電所を止めるなどして調整しますが、それでも間に合わない時には、再生可能エネルギーによる発電を系統に流れなくする（出力制御）させることとなっております、そのために必要な機器です。設置の費用は発電事業者が負担する必要があります。

3) 発電設備の系統連係について

制度開始以降、再生可能エネルギー発電設備の導入量は飛躍的に伸びていますが、そのために送電線及び変電所の空き容量は不足しており、発電した電力を送電網に送る（系統連係）ためには、相応の費用負担が必要となるケースもあります。

送電線及び変電所の空き容量については、東北電力のウェブサイトにて随時公表されており、系統アクセスに関する専用の問い合わせ窓口も設けられていますので、事前に状況を確認することができます。

また、「出力制御」により発電した電力が買取られないケースが発生することもあり得ます。したがって、売電を想定して再生可能エネルギー発電設備導入を検討する場合には、連係が可能であるかなどを事前に電力会社に確認を行うことにより、事業計画に問題がないか把握しておく必要があります。

東北電力「系統アクセス（電力系統への連係）」ページ URL

<https://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/index.htm>

4) 買取期間の満了（卒 FIT）について

固定価格買取制度が開始される前には、太陽光発電から発電された電力の余剰分について、一定期間・定額で買い取る「余剰電力買取制度」があり（2009年11月開始）、同制度を利用していた設備は2012年7月以降に固定価格買取制度へ移行となりましたが、買取期間は両制度での通算になります。主に住宅に設置されている10kW未満の太陽光発電の買取期間は10年であるため、2019年11月より順次、買取期間の満了を迎えた太陽光発電設備が発生しており、いわゆる『卒FIT』と呼ばれています。

期間が満了すると買い取りがなくなわけではなく、そのままであれば東北電力が買い取ることであります。また、他の電気小売事業者からも卒FITに対する買取サービスが提供されていますので、どの事業者に買い取ってもらうか選ぶこともできます。

ただ、電気を購入する価格に対して買取価格の方が安く設定されているのが一般的であるため、なるべく自家消費する量を増やした方が経済的に有利です。そのために蓄電池を設置して、昼間に発電した電気を夜間にも使えるようにすることも考えられます。その場合、災害等で停電した時でも影響を受けずに電気を使えるメリットもありますので、災害時の対応も踏まえながら、買取期間が満了した設備の活用を考えていく必要があります。

2.2 新潟県の取り組み状況

(1) 新潟県総合計画「にいがた未来創造プラン」(2018年1月)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも位置づけられる新潟県総合計画は、最重要課題として「人口減少問題への対応」を挙げながら、2017年度から2024年度までの8年間に取り組むべき施策を体系的に示したものです。「命と暮らしが守られ、一人一人が未来への希望を持って自らの幸福を実現できる新潟県を創る」を基本理念として、将来めざす姿として下記の5つを柱に掲げています。

1. 健やかに伸び伸びと共に暮らせる新潟
2. 安全に安心して暮らせる新潟
3. 活力のある産業と働きやすい新潟
4. 魅力と賑わいのある新潟
5. 学びやすく、成長・活躍できる新潟

エネルギー関連施策については、「3. 活力のある産業と働きやすい新潟」において、『再生可能・次世代エネルギーの活用促進』として下記の施策を挙げています。

本県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、県内企業の再生可能・次世代エネルギー分野への参入のための支援、環境整備に取り組むことにより、将来のエネルギー選択の幅の拡大を目指すとともに、県内企業の関連産業への新規参入を実現する。

- 多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギー関連産業の参入・育成促進
- 電力システムの強化と地域における再生可能エネルギーの面的活用の促進
- 表層型メタンハイドレート等資源開発の促進とエネルギー基地の整備促進

(2) 新潟県環境基本計画(2017年3月)

新潟県環境基本条例に基づき、2017年度から2028年度までの12年間について、条例に定められた基本理念に則り、環境保全に関する施策を総合的に定めたものであり、基本目標として、「人と自然が共生する暮らし」、「安全で快適な環境」、「資源を大切に作る循環型の地域社会」を掲げています。

エネルギーに関する施策としては、『低炭素社会の構築』の中で、以下の方針を示しています。

- 新潟県地球温暖化対策地域推進計画に基づき、地域レベルで総合的、計画的に地球温暖化対策を推進します。
- リーディングプロジェクトをさらに推進し、特に温暖化対策に効果の高い家庭や事業所の省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、新潟県カーボン・オフセット制度の普及について、重点的に取り組みます。
- 二酸化炭素吸収源対策として、森林整備や県産材の利用を推進します。
- オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の適正な管理を促進します。

(3) 新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017年3月）

国の温暖化対策計画に合わせて、2017～2030年度を計画期間として策定したものであり、削減目標についても国に倣い、2030年度に2013年度比で26%削減を掲げています。

個別の施策については、特に重点的に取り組む計画をリーディングプロジェクトと位置付け、それらによる削減目標を設定し、県民・事業者による実践行動の拡大を呼びかけています。

○リーディングプロジェクトによる削減目標

地域と密接に関わる民生業務・民生家庭部門及び運輸部門の排出量削減のため、2017年度から2020年度に、県の施策により13万トンを削減

○リーディングプロジェクト（抜粋）

ア	省エネ・省資源対策	
イ	自動車交通対策	
	・エコカーの率先導入	・電気自動車等の導入促進
ウ	再生可能エネルギー等の導入促進	
	・再生可能エネルギーの導入促進	・バイオマスの活用推進
エ	行動意欲を高める仕組みづくり	
オ	行動機会を提供する仕組みづくり	
	・新潟県カーボン・オフセット制度の普及	

(4) 新潟県 FCV⁶・水素ステーション普及ビジョン（2017年3月）

県、市町村、民間事業者の連携による継続的な取組を実現させ、新潟県におけるFCVの初期需要創出と普及を実現することを目的として、国が水素エネルギーの本格普及を目指す2030年までの時期を対象として策定されました。

ビジョンでは、FCV普及と水素の利活用に取り組む意義として下記の5点を挙げ、また水素社会構築に向けて、『水素ステーション整備』『FCVの導入促進』『水素利活用技術の社会受容性向上に資する普及啓発活動』『県民・企業・研究機関への支援』の4つを、具体的な取り組みとして掲げています。

- (1) 環境負荷の低減（CO₂排出量削減）
- (2) エネルギー供給源の多様化（エネルギーセキュリティ）
- (3) 再生可能エネルギーの活用、エネルギー自給率の向上
- (4) 県内産業の振興
- (5) 日本海側ネットワークの構築

また、ビジョンに沿った施策の一環として、2019年4月に県内初の水素ステーションが新潟市中区に整備されています（県補助事業を活用した整備）。



資料：次世代自動車振興センターウェブサイト

(5) 新潟県バイオマス活用推進計画（2018年3月一部改訂）

県の最上位計画である「にいがた未来創造プラン」では、再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用に加え、第一次産業振興のために地域資源としての木質バイオマス活用が謳われており、その具体的施策を示す計画として改定されました。

計画においてバイオマス活用は、「循環型社会の形成」「地球温暖化防止」「エネルギー供給源の多様化」「新たな産業育成」「農山漁村の活性化」に効果が期待されるとされており、対象としているバイオマスのうち、資源作物を除いて利用率の具体的な目標値が設定されています。

○主なバイオマス活用の利用目標（千トン/年）

		第一期の実績 (H28年度実績)			第二期目標 (H32年度目標)			第三期目標 (H36年度目標)		
		発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率
バイオマス 廃棄物系	家畜排せつ物	994	802	81%	1,024	827	81%	1,053	853	81%
	水産廃棄物	1.3	1.2	92%	1.4	1.3	95%	1.4	1.3	97%
	樹皮・木くず	20	19	95%	45	44	98%	71	70	98%
	建設発生木材	136	112	82%	136	115	85%	136	129	95%
	食品廃棄物	64	55	85%	64	56	88%	63	57	90%
	生ごみ	97	26	27%	91	27	29%	86	28	32%
	下水汚泥	89	85	96%	97	94	97%	105	103	98%
	集落排水汚泥	92	57	62%	79	49	62%	66	41	62%
	し尿汚泥	496	268	54%	433	243	56%	370	218	59%
未利用バイオマス 農産物非食用部・	稲わら	705	705	100%	720	720	100%	735	735	100%
	もみがら	157	152	97%	161	158	99%	164	164	100%
	米ぬか	15	15	100%	15	15	100%	15	15	100%
	果樹剪定枝	5.1	0.6	13%	4.9	0.8	17%	4.7	1.0	21%
	間伐材等	111	50	45%	164	90	55%	218	131	60%
合計		2,980	2,336	78%	3,034	2,441	80%	3,088	2,545	82%

注1 合計は四捨五入のため一致しない場合があります。

注2 資源作物については、その利用技術が開発段階にあり、具体的に利用できる作物が現段階では未定であるため、数値目標は設定しません。

(6) 再生可能エネルギーの普及促進

新潟県では、再生可能エネルギーの普及促進を目的として、民間事業者に対して「地域再生可能エネルギー面的活用促進事業補助金」、「新エネルギー産業参入・育成促進事業補助金」、「再生可能エネルギー発電設備導入促進事業補助金」により、経済的な支援を行っています。各制度の概要を以下に整理します。

地域再生可能エネルギー面的活用促進事業補助金			
対象事業	地域特性を活かした地域で生産・消費するためのエネルギーシステムの構築を図るため、地域単位での面的な再生可能エネルギー等設備の導入に向けた計画策定等を行う事業。なお、計画策定に当たっては、地域資源を活用する観点から、設備導入を予定する地域の市町村の協力が必要。		
計画策定の対象とする再生可能エネルギー等設備	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、海流（潮流）発電、波力発電 等	
	再生可能エネルギー熱利用設備	太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪冷熱、下水熱 等	
	その他の設備	コージェネレーション、廃熱、水素利用 等 ※再生可能エネルギー関連設備との併用を条件とする	
対象者	県内に事業所を有する民間事業者又は団体及びそれらを構成員とする事業者		
補助率等	補助率 1/2 以内 補助限度額 5,000 万円		
新エネルギー産業参入・育成促進事業補助金			
対象事業	内企業の新エネルギー産業分野への新規参入・育成を促進するための、参入拡大に向けた研究開発、実証試験又は調査を行う事業。		
(ア) 開発補助		(イ) 調査補助	
対象	(1)大学等と共同で研究開発又は実証試験を実施する県内企業又は団体 (2)県内企業を含む複数企業	対象	市場性調査： (1)大学等と共同で研究開発又は実証試験を実施する県内企業又は団体 (2)県内企業を含む複数企業 実証環境調査： 県内において実証試験を行う事業者等
補助率等	(1)補助率 2 分の 1 以内 (2)補助上限額 5,000 千円	補助率等	(1)補助率 2 分の 1 以内 (2)補助上限額 5,000 千円
補助対象分野	太陽光発電、風力発電（洋上風力発電を含む。）、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、海流（潮流）発電、波力発電、太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪冷熱、下水熱、その他県の施策の方向性に合致した分野		
新潟県再生可能エネルギー発電設備導入促進事業補助金			
対象事業	再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、地球温暖化の防止と県内産業の振興を図るため、自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備、蓄電池設備を導入する事業者を補助する。		
対象設備	(1) 太陽光発電	1 地点当たりの合計出力 10kW 以上	
	(2) 風力発電	1 地点当たりの合計出力 5kW 以上	
	(3) バイオマス発電	発電出力 5kW 以上かつバイオマス依存量 60%以上	
	(4) 水力発電	発電出力 5kW 以上 1,000kW 未満	
	(5) 地熱発電	特になし	
	(6) 上記(1)～(5)の設備と併せて導入する蓄電池設備	上記(1)～(5)対象設備の発電電力を蓄電するものであり、蓄電池の単独設置は認めない	
対象者	新潟県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者または県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体とする。		
補助率等	補助率 1/3 以内 補助限度額 10,000 万円(風力発電)、5,000 千円(風力発電以外)		

資料：新潟県ウェブサイト・各事業補助金公募ページより

2.3 見附市の取り組み状況

(1) 見附市地域新エネルギービジョン（2007年2月）

本ビジョンの前身にあたるものであり、地域に固有に存在し活用が期待される「新エネルギー」の導入促進を図ることを目的として策定されました。『新エネルギーで 環境にやさしいまち 見附』を導入目標像とし、以下に示す4つの基本方針と6つの重点プロジェクトにより構成されています。

新エネルギー導入の目標像	新エネルギーで 環境にやさしいまち 見附
新エネルギー導入の基本方針	(1) 自然を活かした新エネルギーの活用 (2) 無駄に捨てられていたものをエネルギー資源として有効活用 (3) 新エネルギーを地域の課題解決に活用 (4) 化石燃料消費量の削減、地球温暖化防止に貢献
重点プロジェクト	① 米からつくる自動車燃料プロジェクト ② 天ぷら油からつくるリサイクル燃料プロジェクト ③ バイオマスの多角的・集約的な活用プロジェクト ④ クリーンエネルギー自動車普及プロジェクト ⑤ 天然ガスコージェネレーション導入プロジェクト ⑥ 太陽のめぐみ率先導入プロジェクト

(2) 見附市環境基本計画（2012年3月）

2008年に制定された見附市環境基本条例に示されている、環境の保全及び創造についての5つの基本理念を実現するために策定されました。「市民で守ろう見附の自然 深呼吸したくなるまち見附 ここはエコのど真ん中」を望ましい環境像とし、5つの分野について基本目標を掲げ、それぞれに紐づく中項目ごとに環境目標を設定しています。

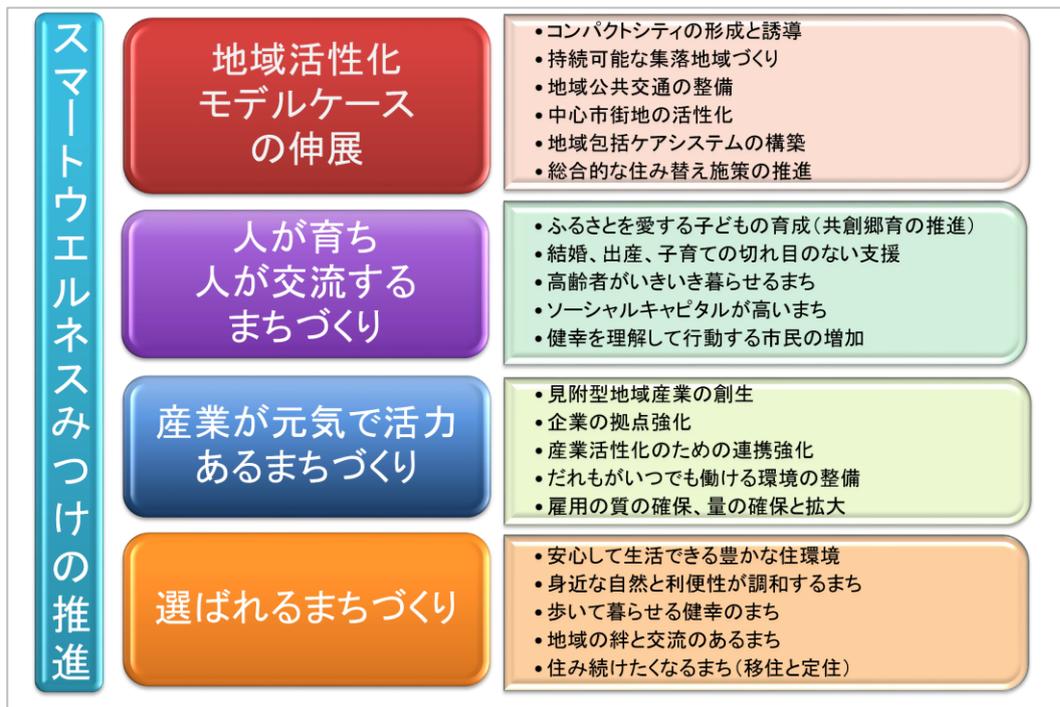
本ビジョンに関連する分野である「資源・地球環境」には以下に示すように、3つの中項目に対する環境目標が設定されています。

中項目	環境目標
廃棄物のリサイクル	資源循環型社会を目指し、再利用・リサイクルを推進します
地球温暖化	地球温暖化の防止に地域から貢献します
資源・エネルギー	省エネルギー・省資源に努め、新エネルギー・未利用資源の有効活用を推進します

なお、対象期間の満了に伴い「第2次見附市環境基本計画」が本ビジョンと同じく2020年3月に策定されていますが、策定の過程において両計画の整合を図っています。

(3) 見附市総合戦略（2015年9月）

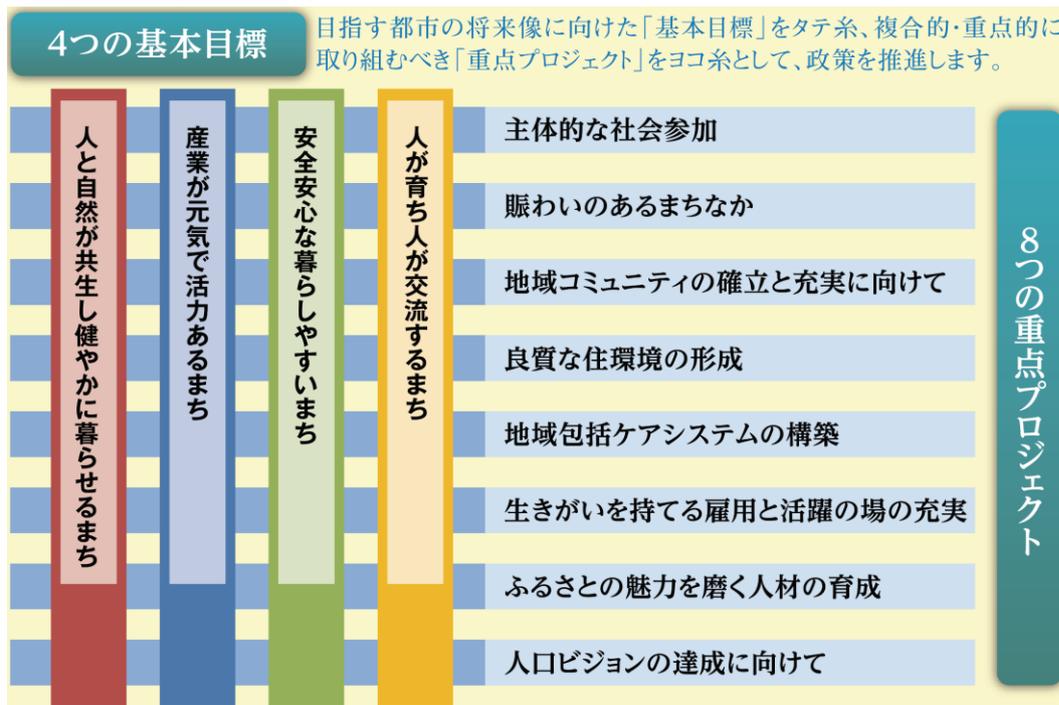
「まち・ひと・しごと」に関連する具体的な事業を進める役割を担うことを目的として、「見附市人口ビジョン」と併せて策定されました。概要については以下に示すとおりです。



(4) 第5次見附市総合計画（2016年3月）

市の全ての政策・施策について、長期的な視野に立って総合的・計画的に進めるために策定するものであり、全ての個々の計画をつかさどる市の最上位計画になります。

「スマートウェルネス7みつけ～住んでいるだけで健康で幸せになれるまち～」を都市の将来像とし、その実現のために以下に示す4つの基本目標と8つの重点プロジェクトを掲げています。



(5) 見附市 SDGs 未来都市計画（2019 年 8 月）

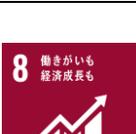
本市が新潟県内で初めて選定された「SDGs 未来都市」（内閣府）を実現化するために策定した計画であり、「住んでいるだけで健康で幸せになれる健幸都市の実現」を目指す将来像として、総合計画と同じ 4 つの基本目標を掲げ、具体的な取り組みに対応する SDGs でのゴールと KPI⁸（指標）が示されています。

また、同時に選出された SDGs モデル事業では、『「歩いて暮らせるまちづくり」ウォーカブルシティの深化と定着』をテーマとして、その実現を図るための施策を重点的に実施することとしています（下図参照）。



持続可能な開発目標（SDGs）とは...

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ⁹」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

アイコン	目 標	アイコン	目 標
	目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標 10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標 4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。		目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

(6) 新エネルギー・省エネルギーに係る取り組み

1) 新エネルギー導入に係る支援制度

本市では、環境にやさしい新エネルギーを導入することにより、未来に向けた安心で安全な低炭素のまちづくりを進めるために、新エネルギー設備の導入に係る費用に対して補助を行っています。

具体的には下表に示す4種別になりますが、2019年度末に設定された目標を達成することは厳しい状況です。後述するアンケート調査において、この補助制度を知っているか聞いたところ、半部以上の方が「知らない」と回答しており、一層の周知・啓発等が必要であると考えられます。

なお、エネファームシステムについて2017年8月以降は、本市に供給されるガスで利用できる機器がない状況ではありますが、2020年度中には供給されるガスの成分が変更されることにより、市販されている機器に適合する予定です。

種別	2018年度実績	累計	2019年度目標
太陽光発電システム	12件	175件	400件
太陽熱利用システム	0件	0件	200件
エネファームシステム	0件	4件	30件
ペレットストーブ	1件	8件	25件

2) 市役所庁舎・文化ホール ESCO 事業

見附市環境基本計画に位置付けられた、「省エネルギー診断サービスや ESCO 事業導入に関する支援策などの情報提供の実施」に対する市の率先行動の一つとして、市役所庁舎及び文化ホールを対象に、ESCO 事業を活用した設備の更新・改修を2013年度に行いました。

事業の実施により、公共施設の維持管理に係る環境負荷とコストの低減が実現できたことに加えて、ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) ¹⁰の導入により、室内環境とエネルギー消費量の見える化が可能となり、職員の省エネルギー意識の向上にも繋がっています。

なお、この取り組みは新潟県が発行する「ESCO による省エネ対策—ESCO 事業事例集—VOL.2」(2014年3月)に掲載され、事業者への啓発用資料として広く活用されています。

■実施した省エネルギー対策と効果

対策の内容	省エネ効果		CO ₂ 削減効果	
	削減量[GJ]	削減率	削減量[tCO ₂]	削減率
熱源システムの高効率化	1,404	10.6 %	77.4	10.3 %
空調機の外気量制御	655	5.0 %	37.0	4.9 %
照明設備の LED 化	1,061	8.0 %	60.8	8.1 %
誘導灯の LED 化	304	2.3 %	17.5	2.3 %
BEMS の導入	132	1.0 %	7.5	1.0 %
節水器具の導入	—	—	—	—
空調機の変風量制御	109	0.8 %	6.3	0.8 %
合計	3,665	27.7 %	206.4	27.4 %

ESCO 事業とは...

Energy Service Company の頭文字をとったものであり、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービス包括的に行う事業者を ESCO 事業者と呼びます。

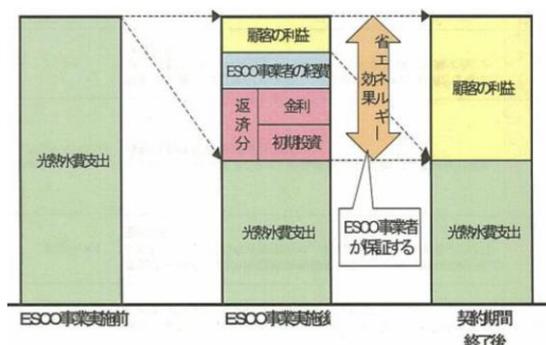
ESCO 事業者は顧客に対して、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実施し、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。

ESCO 事業者への報酬は、省エネルギー効果によって得られたエネルギー代金の削減分から支払われるため、顧客にとっては費用負担が発生しないメリットもあります。

【包括的エネルギーサービスの内容】

- ▶ 省エネルギー方策発掘のための診断・コンサルティング
- ▶ 方策導入のための計画立案・設計施工・施工管理
- ▶ 導入後の省エネルギー効果の計測・検証
- ▶ 導入した設備やシステムの保守・運転管理
- ▶ 事業資金の調達・ファイナンス

等の全て、またはそれらの組み合わせで構成されます。



資料：財団法人省エネルギーセンター「ESCO 事業のススメ」を一部編集

3) 今町小学校エコスクール化

老朽化した今町小学校の建て替えにあたり、文部科学省の補助事業を活用しながら、環境に配慮した「エコスクール」として 2008～2009 年度に整備を行いました。

公共施設の省エネルギー化を図る事に加えて、太陽光発電による電気や表示ディスプレイを活用して、環境・エネルギー教育を行っています。



■エコスクール化の内容

項目	内容	備考
太陽光発電設備	容量：校舎 5.7kW、体育館 10kW	利用状況の見える化として、表示ディスプレイを設置
地中熱利用	昇降口・校舎中央へ地中熱を給気	
雨水利用	トイレ洗浄等に利用（貯留槽約 66t）	
自然採光	校舎中央吹抜上部にトップライト設置	
自然換気	トップライト両端に換気塔を設置	冬季は暖気をファンにより対流
断熱化	外壁の断熱化、複層ガラス	断熱材をレンガで包み込む
内装の木質化	県産材（越後杉）を使用	教室・廊下の腰壁、建具、家具

4) 高性能住宅普及の取り組み

a) 住宅の断熱リフォームに対する支援

市民のヒートショック¹⁾対策及び健康住宅の普及を目的として、市内施工業者を通じてヒートショック対策につながるリフォーム工事を実施する場合に補助を行っています。

	対象工事	内容
(1)	窓の断熱改修工事	A. ガラスの交換、外窓交換 I. 内窓設置
(2)	外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事	別に定める断熱材区分ごとに定められた最低厚さ以上の断熱材を使用する工事
(3)	浴室等暖房器設置工事	浴室や脱衣所において、固定式の暖房器を設置する工事
(4)	床暖房設置工事	固定式の床暖房を設置する工事
(5)	スマートウエルネス住宅リフォーム工事	(1)から(4)のいずれかに併せて実施する工事

断熱改修等リフォーム事業補助金

補助額：上限20万円
対象工事：ヒートショック対策につながるリフォーム工事
※過去利用分（一般及び断熱）を消費して住宅ごとに最大2回まで利用可能です。

●補助額
上限20万円（補助対象工事費の20%）

●補助対象工事
20万円以上のヒートショック対策につながる工事で、以下の(1)から(4)のいずれかを行うもの（断熱改修等チェックリスト※1で確認）で、これに併せて(5)を実施する場合これら5つの工事も対象

(1)窓の断熱改修工事
i) ガラスの交換、外窓交換
断熱ガラス33mm以内以下のガラス又は断熱ガラスを施工する工事（又は省エネ断熱等級4以下の窓）
ii) 内窓設置
断熱フレームで、LOW-E 樹脂ガラスの内窓を設置する工事

(2)外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事
別に定める断熱材区分ごとに定められた最低厚さ以上の断熱材を使用する工事

(3)浴室等暖房器設置工事
浴室や脱衣所において、固定式の暖房器を設置する工事

(4)床暖房設置工事
固定式の床暖房を設置する工事

(5)スマートウエルネス住宅リフォーム工事
(1)から(4)のいずれかに併せて実施する工事（スマートウエルネス住宅チェックリスト※2で確認）

※1 断熱改修等チェックリスト
断熱改修等チェックリストにて工事内容が定められた基準を満たしている必要があります。
①断熱改修材の厚さや断熱等級や断熱材の種類等がわかる図面や写真の写しを添付してください

※2 スマートウエルネス住宅チェックリスト
スマートウエルネス住宅チェックリストにて、優良物件として認定された地域で20㎡以上、または、[品、種、号]で単体で20㎡以上のものにチェックが印されたものが対象です（申請者・施工業者が判断）。

●交付申請の必要書類
申請書、固定資産税評価補償書の写し、断熱改修等チェックリスト、住宅の外観写真（周囲の状況が分かるもの）、所有者の承諾書（申請者が所有者以外の場合）、工事の基準を満たしていることを証明する書類※3、工事の内訳がわかる見積書の写し、工事箇所がわかる図面、工事箇所の施工前写真、(5)の工事を行う場合はスマートウエルネス住宅チェックリスト

※3 工事の基準を満たしていることを証明する書類

対象工事	工事の基準を満たしていることを証明する方法
(1)	カタログ等の写し
(2)	カタログ等の写し
(3)	カタログ等の写し
(4)	カタログ等の写し
(5)	スマートウエルネス住宅チェックリスト

●実績報告の必要書類
竣工書、工事の基準を満たしていることを証明する書類※4、通帳の写し、収収書の写し、工事写真（施工中、施工後）、火災保険の賠償状況がわかる写真

※4 工事の基準を満たしていることを証明する書類

対象工事	工事の基準を満たしていることを証明する方法
(1)	【ガラス、窓の交換】 住宅写真 「省エネ建材適合住宅」の竣工写真等の取付写真 断熱材の写し 【内窓等の写し】 「省エネ写真、納品書」 「断熱材の厚さ、種類」 「断熱材の厚さ、種類」の断熱材の断熱性能や厚さがわかる写真 ※5 【品、種、号】 断熱写真
(2)	断熱写真
(3)	断熱写真
(4)	断熱写真
(5)	工事写真

断熱改修等リフォーム補助金のお知らせ

b) 見附市定住促進・健康住宅判断基準に基づく住宅取得補助

定住人口の増加及び健康住宅の建設促進を目的として、見附市外からの転入者及び見附市に転入して2年以内の人で見附市内に新築住宅または建売住宅を取得される方に、その費用の一部に対して補助を行っています。

この補助の対象となる住宅は、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）戸建（新築）」を参考とした「見附市定住促進・健康住宅取得判定基準」を満たす必要があり、省エネルギー性能に優れた高性能住宅への誘導を行っています。

見附市定住促進・健康住宅取得補助金のお知らせ

新築・建売住宅の場合

●目的
定住人口の増加・健康住宅の建設促進

●対象住宅
自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の戸建ての新築住宅または建売住宅

●補助額
50万円
ただし、住宅取得に要した費用が50万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の概算額を上限とする（住宅購入額が50万円未満の場合は、50万円とする）。

●補助対象者
本市に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者（※1）で下記の要件を満たす人
①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
②転入前の住所における市区町村別の帰属がない人
③本市に定住する意思を有する人
④見附市定住促進・健康住宅取得判定基準（※2）及びウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン（※3）を満たす住居を取得する人

●交付申請
原則、請負（売買）契約前に交付申請書と以下の書類を提出してください。
①住宅取得の費用に関する見積書の写し
②住所の位置図（付添地図）
③各階平面図及び水回図・水漏れ（店舗等との併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分）がわかるように表記すること
④申請書の住居票その他の転入前2年間の居住地の履歴を添付するもの
⑤市区町村別の納税証明書（転入前の住所のもの）
⑥定住誓約書
⑦見附市定住促進・健康住宅取得判定基準判定シート
⑧ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン判定シート（ウエルネスタウン地区を区計画内の場合に限る）
⑨その他市長が必要と認める書類

●実績報告
住宅の取得が完了した日から起算して1月を経過した日又は交付を申請した日から起算する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書と以下の書類を提出してください。申請年度内に実績報告が間に合わない場合は変更理由の提出が必要となります。
①請負契約書の写し（新築住宅取得の場合）
②売買契約書の写し（建売住宅取得の場合）
③契約に係る領収書の写し
④住宅の外観写真（周囲の状況が分かるもの）
⑤その他市長が必要と認める書類

※2 見附市定住促進・健康住宅取得判定基準
一定の標準値を備える健康住宅の普及を目的として、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）戸建（新築）」を参考に市が設定した基準。詳しくは見附市ホームページをご覧ください。

※3 ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン
ウエルネスタウンみつけ内の住宅の建築において、高い性能と省エネ・省コストを両立させるために市が設定した基準。詳しくは見附市ホームページをご覧ください。

●新築・建売住宅
新たに建設された住宅で、居住の用に供したことの無いもの

●建売住宅
販売を目的として新たに建設された住宅で、居住の用に供したことの無いもの

●見附市外からの転入者
※1 転入者（次の全てに該当する人）
①定住の意思をもって本市に転入した人又は転入を予定している人
②本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に本市に住所を有していない人
③転入日から2年を経過していない人

c) ウエルネスタウンみつけにおける住宅設計ガイドラインの導入

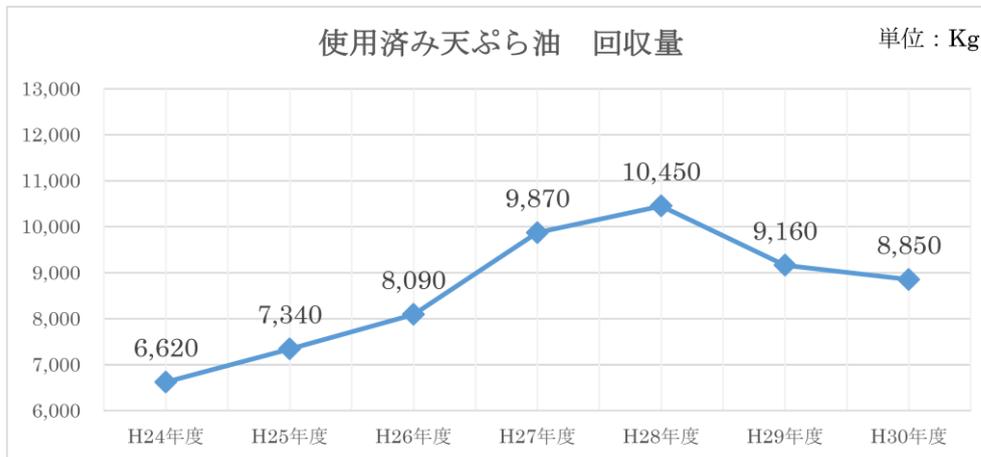
住宅を中心とした良質な住環境の形成に取り組むため、2018年より、健康施策を形とした分譲地「ウエルネスタウンみつけ」の販売を開始しています。

この分譲地に建設される戸建て住宅を対象として、「ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン」を定めて、健康や省エネルギーに配慮した住宅の普及や統一された景観形成などへの誘導を行っています。



5) 使用済み天ぷら油の回収

市内のスーパーなど8カ所に回収ボックスを設置して、家庭の使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収しています。回収した廃食用油は、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）生まれ変わり、市の道路パトロール車、タイヤショベル、デイサービス車に利用しています。市民の協力もあり回収量は順調に増えていきましたが、近年は減少しています。



6) 公共施設におけるEV充電器整備

環境負荷の小さい電気自動車の普及を図るためには、充電設備のインフラを整備することが必要となっています。公共施設への整備として、道の駅パティオにいがたに2基、ネーブルみつけの屋上駐車場に1基、保健福祉センター前に1基を設置しています。

写真：道の駅パティオにいがた



7) 防犯灯のLED化

夜間の市民の安全・安心を確保するために設置されている防犯灯ですが、現在はまで従来型の蛍光灯のものが多く設置されています。これらの防犯灯をLEDに切り替えて省エネルギー化を図るために、町内が管理する防犯灯の更新・設置に対して補助を行っています。その結果、2018年度末現在で、LED化率は59.8%となっており、前年度より6.6ポイント上昇しました。

8) 資源回収棟での剪定枝回収

2017年度から本格的に葛巻資源回収棟で剪定枝の回収を開始し、2018年度は7,410kgの回収となりました。

回収した剪定枝はチップ化して敷設材等として利用していますが、今後は木質バイオマス燃料としてエネルギー利用することも考えられます。

防犯灯をLEDにしませんか？

～防犯灯等設置補助金のお知らせ～

見本市では省エネルギーの推進を実現するため、町内が管理する蛍光灯のLED灯への更新を推奨しており、費用の一部を補助しています。LED灯は同じ明るさの蛍光灯と比較し、長寿命かつ消費電力が約半分となるため、蛍光灯等の取替の手間を減らすことができ、環境に優しい照明です。

防犯灯をLEDにするメリット

寿命	8,500時間	グレートアップ	LED灯	60,000時間
省エネ	消費電力 20W		消費電力	10W

- ・寿命が約7倍
- ・蛍光灯等の取替え手間や費用が減ります
- ・同じ明るさでも消費電力が約半分
- ・環境に優しい

補助金の概要

町内管理防犯灯のLED灯と蛍光灯などの割合

補助対象となるもの	補助金額
防犯灯の新設	22,000円 (1灯あたり)
防犯灯の更新	18,000円 (1灯あたり)
柱の新設・更新	10,000円 (1本あたり)

町内管理のLED化は53%にとどまっています

補助金の対象と金額は次表を参考とってください
 詳細については下記までお問合せください
 見本市 建設課 維持係 ☎0258-62-1700 (内線245)
 詳細は各口または市ホームページをご覧ください。

防犯灯等設置補助金のお知らせ